

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和8年6月25日

久留米市長 様

提出者

住 所 千葉県松戸市上本郷字仲原250

氏 名 福德長酒類株式会社

代表取締役社長 大原 孝浩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0942-26-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	福德長酒類株式会社 久留米工場
事業場の所在地	福岡県久留米市荒木町荒木1200番地の1
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	蒸留酒・混成酒 製造業【1324】
② 事業の規模	51億1544万円
③ 従業員数	総数 143名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別表2参照

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工場長

製造グループマネージャー
(産業廃棄物管理責任者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥
	排 出 量	36,287 t	5,127 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥の飼料出荷（有価）増量 濃縮工程の適正化		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥
	排 出 量	40,000 t	4,800 t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥の飼料出荷（有価）増量		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) すべての廃棄物に排出基準を設け、分別の徹底を推進している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 処理委託先・再利用先の変更が生じた場合は、排出基準を見直し 周知徹底を行っていく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	24,081 t	4,757 t
	(これまでに実施した取組) 汚泥（焼酎粕）の有効利用 排水スラリ → 脱水 → 脱水汚泥		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	27,200 t	4,450 t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥（焼酎粕）の更なる有効利用の検討 排水スラリ → 脱水 → 脱水汚泥		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥
	全処理委託量	1,979 t	370 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1,979 t	370 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 発酵（飼料用） 発酵（肥料用） バイオマス発電原料 乾燥（飼料用）		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥
	全処理委託量	2,550 2,750 t	350 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	2,550 2,750 t	350 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 発酵(飼料用) 発酵(コンポスト化) バイオマス発電原料 乾燥(飼料用)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙1】

産業廃棄物処理計画

(単位:t)

令和8年6月25日

【今年度(令和8年度)処理計画】					
産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥			合計
		脱水汚泥	その他汚泥	汚泥計	
①排出量	40,000	4,800	0	4,800	44,800
④自ら中間処理した量	40,000	4,800	0	4,800	44,800
⑥自ら中間処理した後の残さ量	12,800	350	0	350	13,150
⑦自ら中間処理により減量した量	27,200	4,450	0	4,450	31,650
⑧自ら中間処理した後再生利用した量	10,250 10,050	0	0	0	10,050
⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	2,550 2,750	350	0	350	3,100
⑫ ⑩のうち再生利用業者への処理委託量	2,550 2,750	350	0	350	3,100

※1 「廃酸」については、性状に変更はないものの、久留米市役所廃棄物指導課との協議(平成29年9月)により「汚泥」とすることとなりました。

それに伴い、平成29年10月より順次「汚泥」への変更を開始し、平成30年1月より本稼働しております。

従って、平成30年度からは、「廃酸」として取り扱っていたものを「汚泥」に完全移行致しております。

※2 久留米市役所廃棄物指導課との協議(令和2年8月20日)により、「汚泥」としていたものは発生時は「廃酸」であり、「廃酸」として届け出ることとなりました。

ただし、自ら中間処理した後の残さ(⑥以降)については、処理後の性状に変更はないため「汚泥」として取り扱うことと致します。

本格焼酎蒸留廃液等の一連の処理計画(令和8年度)

